

令和2年度概算要求における児童虐待防止対策の抜本的強化関連予算の概要 (児童虐待防止対策及び社会的養育関係予算)

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課・虐待防止対策推進室

児童相談所や市町村の子ども家庭支援体制の強化、一時保護所の環境整備、特別養子縁組・里親養育への支援の拡充や児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の更なる推進など「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日関係閣僚会議決定）を踏まえた児童虐待防止対策の総合的・抜本的強化策を迅速かつ強力に推進する。

これを踏まえた、令和2年度概算要求の主な内容は以下のとおり。

○ 児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進

(令和2年度概算要求額)

1,725億円

(令和元年度予算額)

(1,637億円)

児童虐待防止対策関係予算及び社会的養育関係予算の主な内訳は以下のとおり。

◇ 児童虐待・DV対策等総合支援事業	217億円 (169億円)
◇ 児童入所施設措置費等	1,318億円 (1,317億円)
◇ 次世代育成支援対策施設整備交付金	115億円 (97億円)
◇ 妊娠・出産包括支援事業	50億円 (38億円)
◇ 産婦健康診査事業	18億円 (13億円)
◇ 児童相談体制整備事業費	3億円 (2億円)
◇ 里親養育包括支援(フォスリング)職員研修事業	0.3億円 (0.3億円)
◇ 養子縁組民間あっせん機関職員研修事業	0.2億円 (0.2億円)
◇ 里親制度等広報啓発事業	0.9億円 (0.7億円)
◇ 児童虐待防止対策推進広報啓発事業委託費	0.8億円 (-)
◇ 社会的養護出身者ネットワーク形成事業	0.1億円 (-)

※上記のほか、社会的養育関係予算として国立児童自立支援施設の運営に必要な経費を計上

※令和元年度予算は、臨時・特別の措置を除く。

令和2年度概算要求における児童虐待防止対策の抜本的強化関連予算（ポイント）

「児童虐待防止対策の抜本的強化」を踏まえた児童虐待防止対策の総合的・抜本的強化策を迅速かつ協力を推進する。

子どもの権利擁護

体罰禁止及び体罰によらない子育て等の推進【新規】

国民全体で「しつけのための体罰」を行わない子育てを推進するため、ポスターやインターネットなど、様々な広告媒体を活用した広報啓発を実施

子どもの権利擁護に係る実証モデル事業

子どもの権利擁護を推進する観点から、電話やハガキによる相談、第三者の訪問による聴取等の方法により、児童相談所が関与した子どもの意見表明を受け止める体制の構築を図るための実証モデル事業を実施

児童虐待の発生予防・早期発見

若年妊婦等への支援・女性健康支援センター事業【新規・拡充】

予期せぬ妊娠等により、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等に対してNPOがSNSを活用した相談支援等や、アウトリーチによる相談支援や緊急一時的な避難場所の宿泊支援を行うための経費の補助を新規計上

産婦健康診査事業・産後ケア事業【拡充】

退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、産婦健康診査事業、産後ケア事業等を推進する。産後ケア事業については、地域における柔軟な実施を推進するため、市町村同士での共同実施を推進するための経費を補助

未就園児等全戸訪問事業【拡充】

未就園児等を対象として家庭を訪問する取組について、育児不安のある家庭等に対して継続的に訪問するための補助を拡充

子育て世代包括支援センターの全国展開【拡充】

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、その設置促進を図る。また、地域における柔軟な実施を推進するため、市町村同士での共同実施を推進するための経費を補助

児童相談所全国共通ダイヤル（189）運用経費

児童相談所全国共通ダイヤルの運用にあたって必要となる設備の保守等に係る経費を負担

児童相談所体制整備事業【拡充】

- ①夜間・休日を問わず、児童相談所が対応する通告・相談に対して、随時直接応じられる体制を整備するための補助を拡充（24時間・365日体制強化事業）
- ②相談者の更なる利便性の向上を図るため、SNS等を活用した相談窓口の開設・運用を推進（SNS等相談事業）

子育て支援訪問事業（仮称）【新規】

支援が必要であるにも関わらず、行政機関や地域の支援につながっていない家庭など、継続的な関わりが必要な家庭に対し、家庭訪問等を通じて、育児用品の配布を行うなど保護者が支援を受け入れやすくなる取組を支援する事業を新規計上

子どもの死因究明にかかる体制整備【新規】

子どもの死因究明（Child Death Review）について、制度化に向け、モデル事業として関係機関による連絡調整、子どもの死因究明に係るデータ収集及び整理、有識者等による検証並びに検証結果を踏まえた政策提言を行うための費用の支援を新規計上

児童虐待発生時の迅速・的確な対応

国が実施する研修【拡充】

児童相談所職員の専門性の更なる向上を図るため、国が主催するブロック単位の研修を開催する事業を拡充（子ども・子育て支援推進調査研究事業）

虐待・思春期問題情報研修センター【拡充】

児童相談所の業務や子ども家庭総合支援拠点の立ち上げに知見を有する者をアドバイザーとして自治体に派遣する事業を新規計上

法的対応機能強化事業【拡充】

常時弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置等に係る費用の補助を拡充

児童福祉司等専門職採用活動支援事業【拡充】

児童福祉司等の増員を図るとともに、弁護士や医師等の配置を促進するための補助を拡充

児童虐待防止対策研修事業（医療機関従事者研修）【拡充】

小児科医、精神科医、法医学者など、事案に即した専門性を有する医療関係者との連携体制の強化を図るため、自治体が行う医療機関従事者向けの研修に係る補助を拡充

医療的機能強化事業【拡充】

児童相談所では対応しきれない医学的判断・治療が必要となるケースに迅速かつ適切に対応するため、地域の医療機関と連携しながら対応するだけでなく、児童相談所等において医師を配置することが可能となるよう補助を拡充

児童相談所児童福祉司処遇改善事業(仮称)【新規】

精神的・肉体的負担が大きい業務の性質や専門性を有する人材の確保が求められている児童福祉司等について、処遇改善に資する補助を新規計上

官・民連携強化事業

児童相談所の業務の一部を民間に業務委託する場合の検討・準備にかかる費用等を補助

児童相談所設置促進事業【拡充】

中核市及び特別区等における児童相談所の設置準備に伴い、①増加する業務に対応するための補助職員の配置に係る補助、②児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員の配置に要する費用についての補助、③児童相談所の設置を目指す中核市等へ職員を派遣する都道府県等に対する代替職員に要する費用の補助を拡充

次世代育成支援対策施設整備交付金【拡充】

一時保護所の施設整備に係る費用の補助を抜本的に強化

賃貸物件による一時保護専用施設改修費支援事業【拡充】

一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な支援を確保するとともに、一時保護中の子どもの通園・通学を促進するため、賃貸物件を活用して一時保護専用施設を設置する際の改修に要する費用の補助の拡充及び改修中の賃借料に係る補助を新規計上

一時保護等機能強化事業【拡充】

一時保護が、子どもの安全確保のため、個々の子どもの状況に応じて、適時適切に対応できるよう学習支援やトラブル対応などに関する補助を拡充するとともに、一時保護所だけでなく、児童相談所に通訳等を配置した場合も補助対象となるよう補助対象を拡大

市区町村子ども家庭総合支援拠点の機能強化【拡充】

民生委員・児童委員などへの研修や地域と連携した児童虐待に関する普及啓発活動の強化、要支援児童の居場所づくりなどを通じた見守りの活動を強化するための補助を拡充

DV対応・児童虐待対応連携強化事業（仮称）【新規】

DV被害者等が同伴する子どもの支援の充実を図るため、婦人相談所において、児童相談所等の関係機関と連携する「児童虐待防止対応コーディネーター（仮称）」を配置する事業を新規計上

同伴児童学習支援事業【新規】

婦人保護施設に入所したDV被害者等が同伴する子どもについて、適切に教育を受ける体制を整備するため、学習指導員の配置や、教材や学習机等の環境整備に必要な補助を新規計上

児童虐待発生時の迅速・的確な対応（続き）

同伴児童通学支援事業【新規】

DV被害者等が同伴する子どもが、婦人保護施設から小・中学校等に安心・安全に通学するために、生活支援員による通学への同行に必要な旅費等の補助を新規計上

心理療法担当職員雇上費加算の要件緩和【拡充】

職員配置を促し、心理的ケアの体制強化を図るため、加算要件を緩和（※）

※心理的ケアを必要とする者が年度当初に10名以上いること
→常時1名以上いることに緩和

要保護児童等に関する情報共有システムの構築【拡充】

都道府県間のネットワークの構築を含め、全国統一の情報共有システムの整備を進め、児童相談所・市町村における情報共有や、転居ケース等における対応を効率的・効果的に行う。

保護者指導・カウンセリング強化事業【一部・新規拡充】

保護者の保護者支援プログラム受講費用にかかる補助事業及び児童相談所等職員の保護者指導支援プログラム資格取得支援事業を新規計上。また、専門医療機関や民間団体と連携した取組が推進されるよう、補助メニューの見直しを行う。

児童の安全確認等のための体制強化事業（都道府県分）【拡充】

子どもに関する安全確認を適切に行うことができる体制（児童相談所への警察OB配置等）を確保するための補助を拡充

社会的養育の充実・強化

里親養育包括支援（フォスタリング）事業【拡充】

里親養育支援体制の更なる充実を図るため、フォスタリング機関における24時間の相談体制及び緊急時に里親家庭へかけつけられる緊急対応体制を整備

里親への委託前養育支援事業等【新規】

里親委託前の交流期間について、一般生活費や施設等へ訪問するための費用を補助を新規計上

里親制度等広報啓発事業【拡充】

里親制度や特別養子縁組制度に関して様々な広告媒体を活用した広報啓発をおこない、社会的認知度を高め、その推進を図る

養子縁組民間あっせん機関助成事業【拡充】

養親候補者の増加や高齢児への支援に対応するため、ソーシャルワーカーを加配するモデル事業を新規計上するなど養親希望者への支援等にモデル的に取り組む養子縁組民間あっせん機関に対する支援の拡充を図るとともに、養親希望者手数料の負担軽減を更に充実

社会的養護自立支援事業等【拡充】

児童養護施設等の退所者が意見交換等を行う場所を常設するために必要となる経費の補助を新規計上

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業【拡充】

児童養護施設等の小規模かつ地域分散化を推進する際、既存の建物を賃借して活用できるよう、改修期間中の賃借料や原状復帰の際に必要な費用の補助を新規計上

社会的養護出身者ネットワーク形成事業【新規】

子どもの自立に向けた継続的・包括的な支援体制を構築に向け、児童養護施設等の退所者が集まり、意見交換等を行う場を提供するため、NPO法人等が社会的養護出身者を対象とした交流会等を開催するための経費の補助を新規計上

※ 児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進については、「経済財政運営と改革の基本方針2019」を踏まえ、財源と合わせて、予算編成過程で検討する。

令和2年度概算要求における児童虐待防止対策の抜本的強化関連予算

目次

1. 子どもの権利擁護	2	⑩ 児童相談所の業務の外部委託等の推進	13
① 体罰禁止及び体罰によらない子育て等の推進	2	・官・民連携強化事業	
・児童虐待防止対策推進広報啓発事業		(2) 児童相談所の設置促進	13
③ 児童福祉審議会における意見聴取の際の子どもへの配慮義務など		② 中核市・特別区の児童相談所の設置の促進	13
児童福祉審議会の活用促進	2	・児童相談所設置促進事業	
・子どもの権利擁護に係る実証モデル事業		・一時保護所の環境改善・体制強化に向けた支援の拡充	
2. 児童虐待の発生予防・早期発見	3	③ 一時保護所の環境改善・体制強化	15
① 支援を必要とする妊婦への支援の強化	3	・一時保護所の環境改善・体制強化に向けた支援の拡充	
・若年妊婦等への支援・女性健康支援センター事業		・一時保護等機能強化事業	
・産婦健康診査事業・産後ケア事業		(3) 市町村の体制強化	17
② 乳幼児健診未受診者、未就園、不就学等の子どもに関する		① 子ども家庭総合支援拠点に対する支援等の拡充	17
定期的な安全確認	4	・市区町村子ども家庭総合支援拠点の機能強化	
・未就園児等全戸訪問事業		② 要保護児童対策地域協議会の充実・強化	18
・乳児家庭全戸訪問事業（内閣府予算）		・児童福祉司等専門職採用活動支援事業	
・養育支援訪問事業（内閣府予算）		③ 子育て支援サービス等の地域資源の充実	18
③ 地域における相談窓口や子育て支援拠点の設置促進等	6	・養育支援訪問事業（内閣府予算）	
・子育て世代包括支援センターの全国展開		(6) DV対応と児童虐待対応との連携強化等	19
④ 相談窓口の周知・徹底	7	① DV対応と児童虐待対応との連携強化	19
・児童相談所全国共通ダイヤル「189」		・DV対応・児童虐待対応連携強化事業	
⑤ 相談・支援につながりやすい仕組みづくり	7	④ 婦人保護施設の機能の充実	19
・児童相談所体制整備事業（SNS等相談事業）		・同伴児童学習支援事業	
・子育て支援訪問事業		・同伴児童通学支援事業	
⑨ 子どもの死因究明に関する検討	8	・心理療法担当職員雇上費加算の要件緩和	
・子どもの死因究明に係る体制整備		(7) 関係機関間の連携強化等	21
3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応	9	② 児童相談所・市町村における情報共有の推進	21
(1) 児童相談所の体制強化	9	・要保護児童等に関する情報共有システムの構築	
① 介入的な対応等を的確に行うことができるようにするための		④ 保護者支援プログラムの推進	21
体制整備	9	・保護者指導・カウンセリング強化事業	
・国が実施する研修		⑦ 児童相談所と警察の連携強化	22
・虐待・思春期問題情報研修センター事業		・児童の安全確認等のための体制強化事業	
② 児童相談所において常時弁護士による指導又は助言の下で		4. 社会的養育の充実・強化	23
対応するための体制整備	10	① 里親の開拓及び里親養育への支援の拡充	23
・法的対応機能強化事業		・里親養育包括支援（フォスタリング）事業	
・児童福祉司等専門職採用活動支援事業		・里親への委託前養育支援事業等	
③ 児童相談所における医師・保健師の配置の義務化	11	・里親制度・特別養子縁組制度の普及促進	
・児童虐待防止対策研修事業（医療機関従事者研修）		② 特別養子縁組制度等の利用促進	25
・医療的機能強化事業		・養子縁組民間あっせん機関支援体制構築モデル事業	
・児童福祉司等専門職採用活動支援事業		③ 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の推進	26
⑥ 新プランに基づく児童福祉司の2000人増等に向けた支援の拡充	12	・児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業	
・児童福祉司等専門職採用活動支援事業		④ 自立に向けた支援の強化	27
⑦ 児童福祉司等への処遇改善	12	・社会的養護自立支援事業等の充実	
・児童相談所児童福祉司処遇改善事業		・社会的養護出身者ネットワーク形成事業	

① 体罰禁止及び体罰によらない子育て等の推進

- ・体罰によらない子育てを推進するため、体罰の範囲や体罰禁止に関する考え方等について、国民に分かりやすく説明するためのガイドライン等を作成する。これと合わせ、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、啓発資料「子どもを健やかに育てるために～愛の鞭ゼロ作戦～」などを活用し、普及啓発活動を行う。体罰禁止に関する考え方等を含め、こうした普及活動については、子育て世代包括支援センターや乳幼児健診の場、子育て支援拠点、保育所、学校等も活用して行う。

» 児童虐待防止対策推進広報啓発事業【新規】

児童虐待の根絶に向けては、発生予防のため、国民全体で「しつけのための体罰」を行わない子育てを推進していく必要がある。体罰の禁止を含めた体罰等によらない子育てについての社会的認知度を高め、もって児童虐待防止対策の推進に寄与するため、体罰等によらない子育てについて様々な広告媒体を活用した広報啓発を行う。

【児童虐待防止対策推進広報啓発事業委託費：0.8億円】

③ 児童福祉審議会における意見聴取の際の子どもへの配慮義務など児童福祉審議会の活用促進

- ・児童虐待を受けた子どもや要保護児童が、行政処分等に不服がある場合に、自ら児童福祉審議会に申し出、児童福祉審議会がその申し出を受けて、調査審議し、児童相談所に意見具申を行う仕組みについて、ガイドラインの作成、全国展開に向けた取組を進める。

» 子どもの権利擁護に係る実証モデル事業

子どもの権利擁護を推進する観点から、電話やハガキによる相談、第三者の訪問による聴取等の方法により、児童相談所が関与した子どもの意見表明を受け止める体制の構築を図るための実証モデル事業に係る補助を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

○児童虐待防止対策支援事業（子どもの権利擁護に係る実証モデル事業）

【補助基準額（案）】 1自治体当たり 8,175千円

【実施主体】 都道府県・指定都市・児童相談所設置市

【補助率】 定額（国：10/10相当）

2 児童虐待の発生予防・早期発見

① 支援を必要とする妊婦への支援の強化

- ・女性健康支援センターにおいて、支援を必要とする妊婦を把握した際に、早期から支援が受けられるよう、医療機関等へ確実につなぐ体制を整備する。
- ・産後うつ等の予防や新生児への虐待予防を図る観点から、産婦健康診査や産後ケア事業等を拡充することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を拡充する。

▶若年妊婦等への支援【新規】・女性健康支援センター事業【拡充】

予期せぬ妊娠等により、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が身近な地域で支援を受けられるよう、SNSを活用した相談支援や若年妊婦等への支援に積極的なNPOによるアウトリーチ、次の支援につなげるまでの緊急一時的な居場所の確保等を実施する。

【母子保健医療対策総合支援事業：262億円の内数】

○若年妊婦等支援事業「新規」

【補助基準額（案）】①相談支援事業費 月額357,600円 ②夜間・休日対応費 月額53,000円

③特定妊婦産科同行支援事業費 月額1,719,800円

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2

○女性健康支援センター事業「拡充」

【補助基準額（案）】月額154,340円 加算分 月額1,564,500円（拡充）

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2

▶産婦健康診査事業・産後ケア事業【拡充】

退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、産婦健康診査、産後ケア事業等を推進する。

【母子保健医療対策総合支援事業：262億円の内数】

○産婦健康診査事業「拡充」

【補助基準額（案）】1人あたり2回まで（1回あたり基準額5千円）

【補助率】国1/2、市区町村1/2

○産後ケア事業「拡充」

【補助基準額（案）】2,023,300円（人口10～30万人の市区町村の場合）

【補助率】国1/2、市区町村1/2

- ② 乳幼児健診未受診者、未就園、不就学等の子どもに関する定期的な安全確認
・乳幼児健診未受診や、未就園、不就学等で福祉サービスを利用していないなど、関係機関が確認できていない子どもを市町村において把握し、目視等により状況確認を進める取組について、毎年度、定期的に行う。国においては、この結果をとりまとめて公表するとともに、必要な支援を行う。

»未就園児等全戸訪問事業【拡充】

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき、地域とつながりのない未就園（保育所、幼稚園、認定こども園等へ入所・入園等をしていない）の子どもを対象として家庭を訪問する取組を実施しているが、育児不安のある家庭等に対して継続的に訪問する取組を支援する

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

【補助基準額（案）】

訪問費用 訪問数×6千円 ※年2回目以降の訪問も補助対象)

事務職員雇上費 1日当たり7,000円×事務職員数 ※複数名の雇上も可能

民間団体へ委託する場合の事務費 564千円

【実施主体】市町村 【補助率】国1/2、市町村1/2

2 児童虐待の発生予防・早期発見（続き）

・この際、養育に関して支援が必要な家庭については、児童相談所における指導・助言、保護のほか、市町村で継続的に養育支援訪問事業等を活用するなどによる養育に関する相談、助言指導等の支援を行う。特に、支援を必要とする若年妊産婦については、母子保健分野とも連携しながら、出産後の親子に対する養育支援を行う。

併せて、市町村において、育児不安のある家庭に対し、ボランティア等の訪問による悩みや不安の傾聴や家事支援等のサービスを提供する等により、虐待の予防の観点から、幅広く家庭の養育力を高める取組を行う。

»未就園児等全戸訪問事業【拡充】

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき、地域とつながりのない未就園（保育所、幼稚園、認定こども園等へ入所・入園等をしていない）の子どもを対象として家庭を訪問する取組を実施しているが、育児不安のある家庭等に対して継続的に訪問する取組を支援する

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

【補助基準額（案）】

訪問費用 訪問数×6千円 ※年2回目以降の訪問も補助対象

事務職員雇上費 1日当たり7,000円×事務職員数 ※複数名の雇上も可能

民間団体へ委託する場合の事務費 564千円

【実施主体】市町村 【補助率】国1/2、市町村1/2

»乳児家庭全戸訪問事業（内閣府予算）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。

【子ども・子育て支援交付金（内閣府予算）：1,304億円の内数】

»養育支援訪問事業（内閣府予算）

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。

【子ども・子育て支援交付金（内閣府予算）：1,304億円の内数】

2 児童虐待の発生予防・早期発見（続き）

③ 地域における相談窓口や子育て支援拠点の設置促進等

- ・ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供するため、子育て世代包括支援センターの2020年度末までの全国展開に向け、設置に向けた支援を拡充する。 その際、新生児の訪問指導や乳児全戸訪問事業等と連携して支援している事例などの好事例を、全国で共有していく。

»子育て世代包括支援センターの全国展開

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、その設置促進を図る。また、地域における柔軟な実施を推進するため、市町村同士での共同実施を推進するための経費を補助。

- ※ 「子育て世代包括支援センター」（運営費）については、利用者支援事業（内閣府において要求）を活用して実施（一部社会保障の充実）

【母子保健医療対策総合支援事業：262億円の内数】

○子育て世代包括支援センター開設準備事業«拡充»

【補助基準額（案）】3,521千円

【補助率】国1/2、市区町村1/2

※ 「子育て世代包括支援センター」（運営費）には、内閣府予算として計上されている子ども・子育て支援交付金の利用者支援事業（母子保健型）が活用可能

- ・ 利用者支援事業（母子保健型）

【補助基準額】8,810千円

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

2 児童虐待の発生予防・早期発見（続き）

④ 相談窓口の周知・徹底

- ・児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した人が速やかに通告できるよう、児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」について、広く国民に認知され、活用されるよう、更なる周知・啓発に積極的かつ強力に取り組む。併せて、通話料の無料化を図ることにより、利便性の向上を図る。

»児童相談所全国共通ダイヤル「189」

虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときや子育てに悩んだときなどに、児童相談所への通告や相談が適切に行われるよう、児童相談所全国共通ダイヤル「189」について、引き続き、音声ガイダンスやコールセンターの運用を行うとともに、必要な通告・相談を行いやすい環境整備を行う。

【児童相談体制整備事業等：2.0億円】

（参考）平成30年度第2次補正予算

○児童相談所における全国共通ダイヤル「189」の無料化

【情報処理業務庁費：7.9億円】

児童虐待を発見した者、子育てに悩みを抱える者が児童相談所に適切に通告・相談できるよう、全国共通ダイヤル「189」の無料化を実施する。

⑤ 相談・支援につながりやすい仕組みづくり

- ・若い世代が電話よりもSNSでコミュニケーションを取ることが多いことを踏まえ、子育てに悩みを抱える者や子どもからの相談について、SNS等を活用した相談窓口の開設・運用を進める。

»児童相談所体制整備事業（SNS等相談事業）【拡充】

子育てに悩みを抱える者や子ども本人からの相談について、多くの方が利用しやすいよう、SNS等を活用した相談窓口を開設・運用の取組を推進する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

【補助基準額（案）】

SNS等相談事業 38,679千円

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2

2 児童虐待の発生予防・早期発見（続き）

- ・保護者が訪問支援（乳児全戸訪問事業や養育支援訪問事業等）に拒否的である場合等に、訪問と併せて子育てに役立つプレゼントを配布するなどにより、保護者が支援を受け入れやすくする取組を進める。国においては、こうした取組を行う市町村を支援する。

»子育て支援訪問事業【新規】

支援が必要であるにも関わらず、行政機関や地域の支援につながない家庭など、継続的な関わりが必要な家庭に対し、家庭訪問等を通じて、育児用品を配布するなど、保護者が支援を受け入れやすくする取組に対する補助を新規計上する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

【補助基準額（案）】 1家庭あたり 8千円

【実施主体】 市町村

【補助率】 国1/2、市町村1/2

⑨ 子どもの死因究明に関する検討

- ・今後、成育基本法に基づき策定される予定の成育医療等基本方針に基づき、子どもの死因究明について検討を進める。

»子どもの死因究明にかかる体制整備【新規】

子どもの死因究明（Child Death Review）について、制度化に向け、モデル事業として関係機関による連絡調整、子どもの死因究明にかかるデータ収集及び整理、有識者等による検証並びに検証結果を踏まえた政策提言を行うための費用の支援を新規計上する。

【母子保健医療対策総合支援事業：262億円の内数】

○子どもの死因究明体制整備モデル事業«新規»

【補助基準額（案）】 11,883千円（年額）

【補助率（案）】 国10/10

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

(1) 児童相談所の体制強化

① 介入的な対応等を的確に行うことができるようするための体制整備

- ・このため、児童相談所において、機能に応じて部署や職員を分けることのほか、専門人材の確保及び育成に関する方策など、体制整備を推進することについて、国において、その取組内容を示すとともに、都道府県等において、体制整備に関する計画策定を進める。
- ・国において、介入的な対応等に着目した研修の充実、アドバイザーの派遣や助言を行う。

»国が実施する研修【新規】

児童相談所職員の専門性の更なる質の向上を図るため、国が主催するブロック単位の研修を開催する事業を拡充。

【子ども・子育て支援推進調査研究事業委託費：2.5億円の内数】

»虐待・思春期問題情報研修センター事業【拡充】

児童相談所及び市町村において、児童虐待の対応に当たる職員の専門性の向上を図るため、①児童相談所におけるケースワークの実務に精通した者や、②市町村における子ども家庭総合支援拠点の立ち上げに知見を有する者を、アドバイザーとして各自治体に派遣する事業を新規計上する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

【補助基準額（案）】横浜市185,844千円、明石市120,210千円«拡充»

【実施主体】横浜市、明石市

【補助率】 定額（国）

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応（続き）

- ② 児童相談所において常時弁護士による指導又は助言の下で対応するための体制整備
・併せて、関係団体の協力も得た採用活動や研修の充実、弁護士に係る体制整備に必要な財政支援等の拡充を図る。その際、より速やかに体制整備が図られるような支援を行う。

»法的対応機能強化事業【拡充】

児童相談所において、常時、弁護士による指導又は助言のもとで対応できるよう、補助単価の拡充を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

【補助基準額（案）】15,644千円«拡充»

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】国1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市1/2

»児童福祉司等専門職採用活動支援事業【拡充】

児童福祉司について計画的な人材確保を進めるとともに、更なる弁護士の配置又は準ずる措置の促進及び更なる体制確保のために児童福祉司以外の専門職の採用活動を行う場合の加算を新規計上する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

【補助基準額（案）】基本分4,182千円、※複数の職種に係る採用活動を行う場合4,182千円を加算«拡充»

【実施主体】都道府県・指定都市・児童相談所設置市

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応（続き）

- ③ 児童相談所における医師・保健師の配置の義務化
・併せて、関係団体の協力も得た採用活動や研修の充実、医師・保健師の配置や日常的に医師とともに対応できる体制の整備について、必要な財政支援等の拡充を図る。その際、医師等に係る児童相談所の体制整備と併せ、小児科医、精神科医、法医学者など事案に即した専門性を有する医療関係者との連携体制の強化を図る。

» 児童虐待防止対策研修事業（医療機関従事者研修）【拡充】

児童相談所における医師及び保健師の配置だけではなく、小児科医、精神科医、法医学者など事案に即した専門性を有する医療関係者との連携体制の強化を図るため、自治体が行う医療機関従事者向けの研修について、補助の拡充を行う。 【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

【補助基準額（案）】

・医療機関従事者研修 3,194千円«拡充»

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、特別区

【補助率】国1/2、都道府県、指定都市、中核市、特別区1/2

» 医療的機能強化事業【拡充】

児童相談所では対応しきれない医学的判断・治療が必要となるケースに迅速かつ適切に対応するため、地域の医療機関と連携しながら対応するだけでなく、児童相談所等において医師を配置することが可能となるよう、補助の拡充を行う。 【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

【補助基準額（案）】1自治体あたり7,842千円«拡充»

【実施主体】都道府県、市町村

【補助率】国1/2、市町村1/2

» 児童福祉司等専門職採用活動支援事業【拡充】

児童福祉司について計画的な人材確保を進めるとともに、更なる弁護士等の配置又は準ずる措置の促進及び更なる体制確保のために児童福祉司以外の専門職の採用活動を行う場合の加算を新規計上する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

【補助基準額（案）】基本分4,182千円、※複数の職種に係る採用活動を行う場合4,182千円を加算«拡充»

【実施主体】都道府県・指定都市・児童相談所設置市

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応（続き）

- ⑥ 新プランに基づく児童福祉司の2000人増等に向けた支援の拡充
・新プランに基づき、児童福祉司、児童心理司、保健師等について、計画的に人材確保が進むよう、採用活動に関する支援や関係団体への働きかけ等、必要な支援の更なる拡充を図る。

»児童福祉司等専門職採用活動支援事業【拡充】

児童福祉司について計画的な人材確保を進めるとともに、更なる弁護士¹の配置又は準ずる措置の促進及び更なる体制確保のために児童福祉司以外の専門職の採用活動を行う場合の加算を新規計上する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

【補助基準額（案）】基本分4,182千円、※複数の職種に係る採用活動を行う場合4,182千円を加算«拡充»

【実施主体】都道府県・指定都市・児童相談所設置市

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2

- ⑦ 児童福祉司等への処遇改善
・児童相談所の児童福祉司等の職員は、児童虐待に関する通告への対応、介入的な対応や夜間及び休日の緊急的な対応に備えが必要となる。こうした精神的・肉体的負担が大きい業務の性質や専門性を有する人材の確保が求められていること等を踏まえ、手当などによる処遇改善を図る。

»児童相談所児童福祉司処遇改善事業【新規】

精神的・肉体的負担が大きい業務の性質や専門性を有する人材の確保が求められている児童相談所児童福祉司について、処遇改善を図るための補助を新規計上する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

【補助基準額（案）】各月1人40千円

【実施主体】都道府県・指定都市・児童相談所設置市

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応（続き）

⑩ 児童相談所の業務の外部委託等の推進

・児童相談所が行っている業務のうち、里親養育支援業務や保護者支援プログラムの実施等、外部への委託により、業務が適切かつ効果的に実施することが期待される業務について、民間団体等への委託を推進する。

»官・民連携強化事業

官・民連携による効率的な運営を図るため、保護者指導を行う民間団体育成のためのアドバイザー派遣・実地訓練等に係る費用の補助等を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

【補助基準額】 民間団体委託推進事業 3,202千円
民間団体育成事業 1,253千円
民間団体活動推進事業 1,140千円

【実施主体】 都道府県・指定都市・児童相談所設置市

【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2

(2) 児童相談所の設置促進

② 中核市・特別区の児童相談所の設置の促進

・具体的には、中核市及び特別区における児童相談所の設置に向けて、国と中核市及び都道府県等の関係団体が参画する協議の場を国において設置するほか、児童相談所設置に向けた支援を抜本的に拡充する。

»児童相談所設置促進事業【拡充】

中核市及び特別区における児童相談所の設置を目指し、①増加する業務に対応するための補助職員の配置に係る補助（中核市・特別区等に対する補助）、②児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員の配置に要する費用に係る補助（中核市・特別区等に対する補助）、③児童相談所の設置を目指す中核市・特別区等に職員を派遣する都道府県等に対する代替職員の配置に要する費用の補助について、拡充を図る。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

【補助基準額（案）】 1自治体当たり①6,517千円«拡充» ②10,259千円«拡充» ③10,259千円«拡充»

【実施主体】 ①②中核市、施行時特例市、特別区 ③都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 ①②国1/2、中核市、施行時特例市、特別区1/2 ③国1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市1/2

（続く）

»一時保護所の環境改善・体制強化に向けた支援の拡充【拡充】

一時保護所の環境改善・体制強化等に向け、一時保護を必要とする子どもを適切な環境において保護できるよう、里親や児童福祉施設への委託一時保護を含め、一時保護の受け皿の適切な整備や確保を進めるとともに、一時保護所が安心・安全な場となるよう、個別的な対応が出来る環境整備を促進する。

【次世代育成施設整備交付金：115億円の内数】
【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

○次世代育成施設整備交付金

【補助基準額（案）】定員1人あたり4,990点【拡充】

※個別対応加算Ⅲ 1,350点【新規】※心理療法室整備加算 16,790点【新規】

※体育館加算 33,180点【新規】

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、特別区

【補助率】定額補助（2/3相当）

○賃貸物件による一時保護専用施設改修費支援事業

【補助基準額（案）】21,900千円【拡充】※改修中の賃借料10,000千円【新規】

【実施主体】都道府県・指定都市・児童相談所設置市

【補助率】国2/3、都道府県、指定都市、中核市、特別区1/3

※ 一時保護所の環境整備及び職員体制の強化については、「経済財政運営と改革の基本方針2019」を踏まえ、財源と合わせて、予算編成過程で検討する。

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応（続き）

③一時保護所の環境改善・体制強化

- ・子どもの視点に立って、権利が保障され、一時保護を必要とする子どもを適切な環境において保護できるよう、里親や児童福祉施設への委託一時保護を含め、一時保護の受け皿の適切な整備や確保を進める。

※一時保護所の環境改善・体制強化に向けた支援の拡充【拡充】

一時保護所の環境改善・体制強化等に向け、一時保護を必要とする子どもを適切な環境において保護できるよう、里親や児童福祉施設への委託一時保護を含め、一時保護の受け皿の適切な整備や確保を進めるとともに、一時保護所が安心・安全な場となるよう、個別的な対応が出来る環境整備を促進する。

【次世代育成施設整備交付金：115億円の内数】

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

○次世代育成施設整備交付金

【補助基準額（案）】定員1人あたり4,990点【拡充】

※個別対応加算Ⅲ 1,350点【新規】※心理療法室整備加算 16,790点【新規】

※体育館加算 33,180点【新規】

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、特別区

【補助率】定額補助（2/3相当）

○賃貸物件による一時保護専用施設改修費支援事業

【補助基準額（案）】21,900千円【拡充】※改修中の賃借料10,000千円【新規】

【実施主体】都道府県・指定都市・児童相談所設置市

【補助率】国2/3、都道府県、指定都市、中核市、特別区1/3

※ 一時保護所の環境整備及び職員体制の強化については、「経済財政運営と改革の基本方針2019」を踏まえ、財源と合わせて、予算編成過程で検討する。

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応（続き）

- ・混乱した生活環境から子どもを離すことにより、子どもを守り、子どもが持つ本来の力を回復させるという一時保護の機能を果たし、一時保護所が安心・安全な場となるよう、個別的な対応ができる職員体制の強化や環境整備を促進する。
- ・その上で、虐待により一時保護された子どもについては、適切に教育を受けられるよう、里親の活用を含め委託一時保護を積極的に検討するほか、次の場合を除き、学校等に通園・通学させ、必要な支援を行うこととする。

※保護者が、一時保護に納得せず、連れ戻しのために学校に押しかけるなど、子どもの安全が守られない場合

※子どもが学校に通うことを拒否している場合

- ・通学できない場合にも、子どもの個々の学力等に応じた学習支援を行うことができる体制整備を図る。

▶一時保護等機能強化事業【拡充】

一時保護所が担う行動観察や短期入所指導の機能を充実・強化するため、実務経験者である教員OB、看護師、心理に関する専門的な知識及び技術を有する者、警察官OB、児童指導員OB及び通訳などによる一時保護対応協力員の配置に係る補助を拡充する。また、児童相談所において、日本語や日本の社会通念等について意思疎通が難しい子ども・家族への対応やトラブル対応などに対して適切に対応するため、「一時保護所」だけでなく「児童相談所」に配置した場合についても補助対象となるよう、補助要件の拡大を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

【補助基準額（案）】

- ・学習指導協力員以外の者児童相談所1ヶ所当たり 2,725千円×実施事業数«拡充»
- ・学習指導協力員（1名分）児童相談所1ヶ所当たり 4,153千円
- ・学習指導協力員（2名分）児童相談所1ヶ所当たり 2,725千円×配置人数«拡充»

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応（続き）

（3）市町村の体制強化

① 子ども家庭総合支援拠点に対する支援等の拡充

- ・新プランに基づき、子ども家庭総合支援拠点の2022年度までの全市町村設置に向けて支援の拡充を図る。
- ・子ども家庭総合支援拠点における相談対応に加え、一時預かり事業やショートステイ事業などの利用の調整を行うなど、支援メニューを拡充する。
- ・子ども家庭総合支援拠点において、児童委員・民生委員への研修や地域住民と連携した地域における児童虐待に関する普及啓発活動を行うことにより、地域における支援体制の構築を進める。

»市区町村子ども家庭総合支援拠点の機能強化【拡充】

「市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業」の機能を拡充し、児童委員・民生委員への研修や地域住民と連携した地域における児童虐待に関する普及啓発活動を強化する。また、地域における見守りの活動の活性化を促すため、要支援児童の居場所づくりなど、市区町村子ども家庭総合支援拠点が関与した各地域における取組に対して補助を行う仕組みを新規計上する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

○市区町村子ども家庭総合支援拠点機能強化事業

【補助基準額（案）】

・基礎単価（直営1か所当たり）

小規模A型	3,729千円	中規模型	21,176千円
小規模B型	9,542千円	大規模型	39,302千円
小規模C型	15,859千円	※上乗せ配置単価	1人当たり 2,715千円

・研修・広報啓発活動の強化 1カ所当たり 872千円«新規»

・地域における見守り活動の推進 1カ所当たり13,000千円«新規»

【実施主体】市町村 【補助率】国1/2、市町村1/2

○市区町村子ども家庭総合支援拠点機能強化事業

【補助単価（案）】基本分単価 564千円

加算分単価 宿泊あり 1日当たり13,980円（1人）

宿泊なし 1回当たり 5,500円（1人）

【実施主体】市町村 【補助率】国1/2、市町村1/2

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応（続き）

② 要保護児童対策地域協議会の充実・強化

- ・新プランに基づき、要保護児童対策地域協議会の調整機関における常勤の調整担当者について、2022年度までの全市町村配置に向け、支援の拡充を図るとともに、児童相談所に配置される市町村支援を担当する児童福祉司等の配置を推進する。

»児童福祉司等専門職採用活動支援事業【新規】

児童福祉司について計画的な人材確保を進めるとともに、更なる弁護士配置又は準ずる措置の促進及び更なる体制確保のために児童福祉司以外の専門職の採用活動を行う場合の加算を新規計上する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

【補助基準額（案）】基本分4,182千円、※複数の職種に係る採用活動を行う場合4,182千円を加算«拡充»

【実施主体】都道府県・指定都市・児童相談所設置市

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2

③ 子育て支援サービス等の地域資源の充実

- ・孤立した子育てによって虐待につながることをないよう、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業等の利用を促進するとともに、ショートステイ事業、トワイライトステイ事業、一時預かり事業等の市町村の在宅支援サービスの充実と受け皿の確保を図る。併せて子育てに不安を抱える家庭やネグレクトのある家庭を訪問し、支援する養育支援訪問事業を推進する。

»養育支援訪問事業（内閣府予算）

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。

【子ども・子育て支援交付金（内閣府予算）：1,304億円の内数】

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応（続き）

(6) DV対応と児童虐待対応との連携強化等

② 婦人相談所・一時保護所の体制強化

- ・婦人相談所において、DV被害者に同伴する子どもの支援の充実を図るため、児童相談所、教育機関、福祉部門及び要保護児童対策地域協議会等の関係機関と連携するコーディネーターを配置する。

» DV対応・児童虐待対応連携強化事業（仮称）【新規】

DV被害者等が同伴する子どもの支援の充実を図るため、婦人相談所において、児童相談所等の関係機関と連携する「児童虐待防止対応コーディネーター（仮称）」を配置する事業を新規計上する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

【補助基準額（案）】 1か所当たり 年額6,217,000円

【実施主体】 都道府県・婦人相談所を設置している指定都市

【補助率】 国1/2、都道府県・婦人相談所を設置している指定都市1/2

④ 婦人保護施設の機能の充実

- ・婦人保護施設に入所した子どもが適切に教育を受けられる体制整備を進めるとともに、安心・安全に通学できるよう、必要な支援を行う。

» 同伴児童学習支援事業【新規】

婦人保護施設に入所したDV被害者等が同伴する子どもについて、適切に教育を受けられる体制を整備するため、学習指導員を配置するとともに、教材や学習机等の環境整備に必要な補助を新規計上する。

【婦人保護施設運営費補助金：14億円の内数】

【補助基準額（案）】 ・学習指導員（基本分） 1施設当たり 年額1,635千円

・学習指導員（加算分） 1施設当たり 年額2,518千円

・教材費等 児童一人当たり 月額4,982円

【実施主体】 都道府県

【補助率】 国1/2、都道府県1/2

（続く）

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応（続き）

»同伴児童通学支援事業【新規】

DV被害者等が同伴する子どもが、婦人保護施設から小・中学校等に安心・安全に通学するために、生活支援員による通学への同行に必要な旅費等の補助を新規計上する。

【婦人保護施設運営費補助金：14億円の内数】

【補助基準額（案）】 1施設当たり 年額2,304千円

【実施主体】 都道府県

【補助率】 国1/2、都道府県1/2

・中長期的な保護を必要とするDV被害者と同伴する子どもを適切な環境において保護できるようにするため、心理的ケアや個別対応を含めた体制整備を促進する。

»心理療法担当職員雇上費加算の要件緩和【拡充】

婦人保護施設の職員配置を促し、心理的ケアの体制強化を図るため、加算要件を緩和（※）する。

※心理的ケアを必要とする者が年度当初に10名以上いること → 常時1名以上いることに緩和

【婦人保護施設運営費補助金：14億円の内数】

【補助基準額（案）】 施設事務費算定基準によって算定された額

【実施主体】 都道府県

【補助率】 国1/2、都道府県1/2

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応（続き）

(7) 関係機関間の連携強化等

② 児童相談所・市町村における情報共有の推進

・転居ケース等における引継ぎを含め、児童相談所・市町村の情報共有をより効率的・効果的に行うため、全都道府県においてシステム整備の構築を進める。このため、国において、情報共有するための標準的な仕様を示すとともに、システム構築に必要な費用に関する支援を行う。

»要保護児童等に関する情報共有システムの構築【拡充】

都道府県間におけるネットワークの構築を含め、児童虐待に関する情報共有システムの整備を進め、児童相談所・市町村における情報共有や、転居ケース等における対応を効率的・効果的に行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

【補助基準額（案）】 1自治体当たり40,000千円

【実施主体】 都道府県（※）市町村が行うシステム改修等も対象とする。

【補助率】 国：1/2、都道府県、市町村：1/2

※上記と併せて、国において全国統一のシステム開発を進める。（10億円（全額国費））

④ 保護者支援プログラムの推進

・保護者支援プログラムについて、諸外国の先行事例の把握を進めるとともに、活用方法等を周知する。また、専門医療機関や民間団体と連携して治療や保護者支援プログラムを実施する場合の支援を拡充する。さらに、保護者支援プログラムの実施を担う専門人材の養成に取り組む。

»保護者指導・カウンセリング強化事業【拡充】

児童相談所において保護者支援プログラムの実施にあたり、専門医療機関や民間団体と連携して取り組みが推進されるよう、補助メニューを見直すとともに、保護者が保護者支援プログラム受講費用に係る補助及び児童相談所等職員の保護者指導支援プログラム資格取得支援に係る補助を新規計上する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

【補助基準額（案）】 児童相談所1カ所当たり

①保護者指導支援員の配置 3,528千円 ②保護者指導支援カウンセリング事業 11,707千円

③保護者の保護者支援プログラム費用にかかる補助事業 1,710千円«新規»

④児童相談所等職員の保護者指導支援プログラム資格取得支援事業 300千円«新規»

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市1/2

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応（続き）

⑦ 児童相談所と警察の連携強化

- ・児童の安全確保に向けた警察と児童相談所との円滑な連携を強化するために、都道府県等の児童福祉担当部局と都道府県警察が連携し、児童相談所への警察OBの常勤的な配置や警察職員の出向等を進める。このために必要な財政支援等の拡充を図るとともに、警察における知識経験を活かした威圧的、暴力的な保護者への対応や警察との連携に役割を果たせるよう配置等に関する活用方をまとめて全国に周知する。

»児童の安全確認等のための体制強化事業【拡充】

児童の安全確保に向けた警察と児童相談所との円滑な連携を強化するため、児童相談所への警察OBの常勤的な配置を進めるなど、虐待リスクの高い子どもを早期に発見し支援につなげられるよう、子どもに関する安全確認を適切に行うことができる体制を確保するため、補助の拡充を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

【補助基準額（案）】

- ・児童相談所分 1児童相談所当たり 20,008千円«拡充»
- ・市町村分 1市町村当たり 10,004千円

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市・市町村

【補助率】国1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市・市町村1/2

4 社会的養育の充実・強化

① 里親の開拓及び里親養育への支援の拡充

- ・委託一時保護先としての活用を含め、里親の開拓に向け、幅広い団体の協力を得て、より一層の制度の周知・広報に取り組む。
- ・里親家庭に対し、一時的に子どもを預かるサービスの利用を促進することによる負担軽減や手当の充実などを行い、支援の拡充を図る。

» 里親養育包括支援（フォスタリング）事業【拡充】

里親養育支援体制の更なる充実を図るため、フォスタリング機関が24時間の相談体制及び緊急時に里親家庭へかけつけられる緊急対応体制を整備する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

○里親養育包括支援（フォスタリング）事業

【補助基準額】

①統括責任者加算	1か所当たり	5,826千円	④里親委託推進等事業	1か所当たり	6,433千円
②里親制度等普及促進・里親リクルート事業			新規里親委託件数		
都道府県等が実施する場合	1自治体当たり	1,996千円	15件以上30件未満	1か所当たり	1,092千円加算
委託して実施する場合	1か所当たり	1,331千円	30件以上45件未満	1か所当たり	2,836千円加算
里親リクルーター配置加算	1か所当たり	5,693千円加算	45件以上	1か所当たり	3,890千円加算
新規里親登録件数			⑤里親訪問等支援事業	1か所当たり	9,692千円
15件以上25件未満	1か所当たり	1,272千円加算	里親等委託児童数		
25件以上35件未満	1か所当たり	1,816千円加算	20人以上40人未満	1か所当たり	2,283千円加算
35件以上	1か所当たり	2,360千円加算	40人以上60人未満	1か所当たり	4,216千円加算
③里親研修・トレーニング等事業			60人以上80人未満	1か所当たり	7,606千円加算
都道府県等が実施する場合	1自治体当たり	7,740千円	80人以上	1か所当たり	10,267千円加算
委託して実施する場合	1か所当たり	5,160千円	心理訪問支援員配置加算（常勤）	1か所当たり	5,055千円加算
里親トレーナー配置加算（常勤）	1か所当たり	5,388千円加算	心理訪問支援員配置加算（非常勤）	1か所当たり	1,552千円加算
里親トレーナー配置加算（非常勤）	1か所当たり	2,604千円加算	面会交流支援加算	1か所当たり	2,195千円加算
研修代替要員費	1人当たり	38千円	夜間・土日相談対応強化加算	1か所当たり	8,899千円加算<<拡充>>
			24時間緊急対応加算	1か所当たり	9,333千円加算<<新規>>
			⑥共働き家庭里親委託促進事業	1自治体当たり	3,749千円

【実施主体】都道府県・指定都市・児童相談所設置市・児童相談所設置予定市区

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市・児童相談所設置予定市区1/2

(続く)

4 社会的養育の充実・強化（続き）

» 里親への委託前養育支援事業等【新規】

里親への委託について、子どもと里親の交流や関係調整を十分に行った上で行うことができるよう、この間の一般生活費や施設等へ訪問するための費用等に対する補助を新規計上する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

【補助基準額】

① 里親への委託前養育支援事業	一般生活費	1,689円（日額）			
	マッチング訪問旅費	3,490円（日額）			
	里親研修旅費	3,490円（日額）			
② 里親への短期預かり委託支援事業	i 短期入所生活援助	2歳未満児 8,630円（日額）	ii 夜間養護等事業	基本分	900円（日額）
		2歳以上児 4,720円（日額）		宿泊分	900円（日額）
				休日預かり事業	2,100円（日額）

【実施主体】① 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 ② 市町村

【補助率】① 国1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市1/2

② 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

» 里親制度・特別養子縁組制度の普及促進【拡充】

里親制度の普及促進のため、里親制度や特別養子縁組制度に関して様々な広告媒体を活用した広報啓発を行うことにより、制度に対する社会的認知度を高めその推進を図る。

【里親制度等広報啓発事業：92,670千円】

○里親制度等広報啓発事業

【実施主体】法人（公募により選定） 【補助率】定額（10/10相当）

※ 里親養育への支援の拡充については、「経済財政運営と改革の基本方針2019」を踏まえ、財源と合わせて、予算編成過程で検討する。

4 社会的養育の充実・強化（続き）

② 特別養子縁組制度等の利用促進

- ・特別養子縁組を含む養子縁組制度について、一層の周知啓発を図るとともに、養親子への支援を強化する。また、児童相談所においては、子どもの状況に応じ、特別養子縁組や普通養子縁組が適当と考えられる子どもについて、積極的に制度の活用を検討する。
- ・虐待などのために児童養護施設に入所中の子の中には、特別養子縁組を成立させて家庭において養育することが適切なものが少なくないとの指摘を受けて、特別養子制度をより利用しやすいものとするために、特別養子縁組の成立要件を緩和する（養子となる者の年齢の上限を引き上げる）等の見直しを行う。

≫養子縁組民間あっせん機関支援体制構築モデル事業【拡充】

養子候補者の増加や高年齢児への支援に対応するため、ソーシャルワーカーの加配に要する補助の新規計上など、養親希望者への支援等にモデル的に取り組む養子縁組民間あっせん機関に対する支援の拡充を図るなど、特別養子縁組を推進する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

○養子縁組民間あっせん機関助成事業

【補助基準額】

①養子縁組民間あっせん機関基本助成事業

- ・養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業
- ・第三者評価受審促進事業

受講者1人当たり	54千円
1か所当たり	300千円

②養子縁組民間あっせん機関支援体制構築等モデル事業

- ・養親希望者等支援モデル事業
- ・障害児等支援モデル事業
- ・心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業
- ・特定妊婦への支援体制構築モデル事業
- ・高年齢児のためのソーシャルワーカー加配モデル事業
- ・資質向上モデル事業

1か所当たり	6,840千円≪拡充≫
1か所当たり	3,007千円
1か所当たり	6,127千円
1か所当たり	6,293千円
1か所当たり	6,127千円≪新規≫
1か所当たり	6,127千円≪新規≫
1人当たり	上限350千円≪拡充≫

③養親希望者手数料負担軽減事業

【実施主体】都道府県・指定都市・児童相談所設置市

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2

③ 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の推進

- ・児童養護施設等の小規模かつ地域分散化を更に推進するため、支援の拡充を図る。

▶児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業【拡充】

できる限り良好な家庭的環境で子どもが養育されることが出来るよう、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化を推進する際、既存の建物を賃借して活用できるよう改修期間中の賃借料や原状復帰の際に必要な費用の補助を新規計上する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

【補助基準額】（いずれも1か所当たり）

- ・児童養護施設等の環境改善事業 8,000千円
 - ※里親、児童家庭支援センター及び母子家庭等就業・自立支援センター分は1,000千円
 - ※児童家庭支援センター開設支援事業は3,000千円
 - ※地域小規模児童養護施設及び本体敷地外の分園で原状復帰が必要となる場合も補助対象<<新規>>
- ・地域子育て支援拠点の環境改善事業 8,000千円
- ・児童相談所及び一時保護所の環境改善事業 8,000千円
- ・地域小規模児童養護施設及び本体敷地外の分園を賃借物件を活用し設置する際の賃借料
10,000千円<<新規>>

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村 ※事業により一部異なる

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2（都道府県1/4、市町村1/4）

※ 職員配置基準の強化を含む児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の更なる推進については、「経済財政運営と改革の基本方針2019」を踏まえ、財源と合わせて、予算編成過程で検討する。

4 社会的養育の充実・強化（続き）

④ 自立に向けた支援の強化

- ・18歳到達後の者を含め、児童養護施設を退所した子ども等に対し、住まいの確保や進学・就職を支援する措置の拡充を図る。特に、社会的養護自立支援事業の各都道府県での積極的な実施の促進、自立支援資金貸付事業の継続実施、施設における自立支援体制の強化など子どもの自立に向けた継続的・包括的な支援体制を構築する。

»社会的養護自立支援事業等の充実【拡充】

子どもの自立に向けた継続的・包括的な支援体制を構築し、また、児童養護施設等の退所者が意見交換等を行える場所を、常設するために必要となる経費の補助を新規計上する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

○社会的養護自立支援事業等

【補助基準額】

①社会的養護自立支援事業

- ・支援コーディネーター配置 1か所当たり 6,181千円
- ・居住費支援 1人当たり月額 里親86千円、児童養護施設383千円等
- ・生活費支援 1人当たり月額 就学・就労をしていない者51,350円、就学している者11,190円、一般住宅（就学後中退した者）50,000円等
- ・生活相談支援 1か所当たり 常勤2名以上配置14,896千円、左記以外11,660千円 <拡充>
- ・就労相談支援 1チーム当たり 5,735千円
- ・学習費等支援 特別育成費 基本額 1人当たり月額24,420円、資格取得等特別加算 1人当たり57,610円
補習費 1人当たり月額20,000円
補習費特別分 1人当たり月額25,000円
就職支度費 一般分 1人当たり82,760円、特別基準分 1人当たり198,530円
大学進学等自立生活支度費 一般分 1人当たり82,760円、特別基準分 1人当たり198,530円

- ##### ②身元保証人確保対策事業
- ・就職時の身元保証 年間保険料10,560円
 - ・賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 年間保険料19,152円
 - ・大学・高等学校等入学時の身元保証 年間保険料10,560円

【実施主体】①都道府県・指定都市・児童相談所設置市

②都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村

【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2（都道府県：1/4、市及び福祉事務所設置町村：1/4）

（続く）

4 社会的養育の充実・強化（続き）

○就学者自立生活援助事業

【補助基準額】

- ①生活費支援 1人当たり月額 11,190円
- ②特別育成費 基本額 1人当たり月額24,420円、資格取得等特別加算 1人当たり57,610円
- ③児童用採暖費 1人当たり月額338円
- ④就職支度費 一般分 1人当たり82,760円、特別基準分 1人当たり198,530円
- ⑤大学進学等自立生活支度費 一般分 1人当たり82,760円、特別基準分 1人当たり198,530円
- ⑥補習費 1人当たり月額20,000円、補習費特別分 1人当たり月額 25,000円

【実施主体】都道府県・指定都市・児童相談所設置市

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2

»社会的養護出身者ネットワーク形成事業【新規】

子どもの自立に向けた継続的・包括的な支援体制の構築に向け、児童養護施設等の退所者が集まり、意見交換等を行える場を提供するため、NPO法人等が社会的養護出身者を対象とした交流会等を開催するための経費を補助する。

【社会的養護出身者ネットワーク形成事業：12,030千円】

【実施主体】法人（公募により選定）

【補助率】定額（10/10相当）

※ 施設退所後の自立支援の強化については、「経済財政運営と改革の基本方針2019」を踏まえ、財源と合わせて、予算編成過程で検討する。